

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、解答を追加及び誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2023. 6. 12

ページ	訂正箇所	訂正事由又は誤	解答追加又は正	備考
解答解説P 4	D社の課税関係 なお書きの前	解答追加	<u>ただし、内国法人が、自己を合併法人とする合併の対価として親法人株式を交付しようとする場合において、その合併契約日にその親法人株式を保有するときは、その合併契約日において、その親法人株式をその合併契約日の価額で譲渡し、かつ、その価額で取得したものとみなして、各事業年度の所得の金額を計算する。この場合には、課税関係が生じる。</u>	2023. 6. 2
解答解説P 8	下から3行目 区分	解答追加	<u>子会社株式</u>	2023. 6. 12
解答解説P 8	下から3行目 当期の増減欄の増	解答追加	<u>10,000,000</u>	2023. 6. 12
解答解説P 8	下から3行目 差引翌期首現在 利益積立金額欄	解答追加	<u>10,000,000</u>	2023. 6. 12

(注) 解答解説P 4についてですが、合併契約日後に一定の事由により親法人株式の移転を受けたときも、上記みなし譲渡の規定が適用されますが、合併法人が適格合併等により合併親法人から親法人株式の移転を受けたものであるときは、みなし譲渡の規定は適用されません。